

佐賀県人事委員会告示第一号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第一号の項中「警察本部車両整備工場」を「警察本部自動車整備工場」に改め、同表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十三号の項中「総合福祉センター保護課 希望の家」を「総合福祉センター保護課及び地域生活リハビリ課 地域生活リハビリセンター」に、「虹の松原学園 みどり園」を「虹の松原学園」に改め、同表の労働基準法別表第一に掲げる事業の項中「保護課」を「保護課及び地域生活リハビリ課」に、「車両整備工場」を「自動車整備工場」に、「運転免許課（運転免許センター）」を「運転免許課」に改める。